

在留特別許可された事例及び在留特別許可されなかった事例について（平成22年）

1 在留特別許可について

入管法第50条に規定する在留特別許可は、法務大臣の裁量的な処分であり、その許否判断に当たっては、個々の事案ごとに、在留を希望する理由、家族状況、生活状況、素行、内外の諸情勢その他諸般の事情に加え、その外国人に対する人道的な配慮の必要性と他の不法滞在者に及ぼす影響とを含めて、総合的に判断しています。

在留特別許可については、これまでも上記の観点から適切な運用を図ってきており、在留特別許可の透明性を高めるため、平成16年以降、各種の事例を公表しているところですが、本年も、平成22年中に**在留特別許可された事例23件**、**在留特別許可されなかった事例22件**について、**類型別**に分類の上、次の2のとおり公表します。

なお、事例については、今後も追加する予定です。

(注1) 難民認定手続の中で在留特別許可された事例については、入管法第61条の2の6第4項の規定により、入管法第50条の規定が適用されず、入管法第61条の2の2の規定により、難民認定手続の中で在留特別許可の許否の判断をするものとされていることから、これらの事例を除いています。

(注2) 注1と同様の趣旨から、難民認定手続の中で在留特別許可されなかった事例についても除いています。

(注3) 次の2の「在日期間」、「違反期間」及び「婚姻期間」は、特別審理官による判定までの期間です。

2 在留特別許可された事例及び在留特別許可されなかった事例

(1) 配偶者が日本人の場合

○ 在留特別許可された事例

	発覚理由	違反態様	在日期間	違反期間	婚姻期間	夫婦間の子	刑事処分等	許可内容	特記事項
1	出頭申告	不法残留	約7年4月	約6年10月	約2年1月	1人 (未成年)	無	在留資格：日本人の配偶者等 在留期間：1年	
2	出頭申告	不法残留	約23年3月	約23年3月	約1年8月	無	無	在留資格：日本人の配偶者等 在留期間：1年	
3	出頭申告	不法入国	約9年5月	約9年5月	約3年	1人 (未成年)	無	在留資格：日本人の配偶者等 在留期間：1年	
4	出頭申告	不法入国	約1年10月	約1年10月	約10月	無	無	在留資格：日本人の配偶者等 在留期間：1年	
5	当局摘発	不法残留	約19年1月	約18年7月	約16年6月	2人 (未成年)	無	在留資格：日本人の配偶者等 在留期間：1年	
6	当局摘発	不法残留	約4年	約3年6月	約10月	1人 (未成年)	無	在留資格：日本人の配偶者等 在留期間：1年	

○ 在留特別許可されなかった事例

	発覚理由	違反態様	在日期間	違反期間	婚姻期間	夫婦間の子	刑事処分等	特記事項
1	出頭申告	不法残留	約15年4月	約14年4月	約2月	無	無	調査の結果、同居・婚姻の実態に疑義がもたれたもの。
2	出頭申告	不法入国	約8年8月	約8年8月	約2年4月	無	窃盗により、懲役2年の判決	不法残留していたとして出頭申告した約2月後、窃盗及び入管法違反（不法入国）により逮捕されたもの。被退去強制歴1回あり。
3	当局摘発	資格外活動	約1年	約4月	約2月	無	無	在留資格「人文知識・国際業務」の許可を受けて在留中、健康ランドにおいて稼働していたもの。調査の結果、同居・婚姻の実態に疑義あり。
4	警察逮捕	刑罰法令違反 (売春周旋)	約9年8月		約5年	無	売春防止法違反（周旋等）により、懲役2年・執行猶予3年（罰金あり）の判決	不法残留後に在留特別許可（「日本人の配偶者等」）を受けて在留中、経営するマッサージ店で従業員に売春をさせていたもの。
5	警察逮捕	刑罰法令違反 (薬物関係)	約18年6月		約13年10月	2人 (未成年)	覚せい剤取締法違反（使用）により、懲役2年8月、罰金30万円の判決	覚せい剤の運搬や売上金の回収等を行い、報酬を得ていたもの。過去に在留特別許可を2回受けた経緯あり。窃盗及び入管法違反（不法残留）による前科あり。
6	警察逮捕	刑罰法令違反 (その他)	約3年10月		約4年8月	無	詐欺、不正作出支払用カード電磁的記録供用により、懲役2年の判決	入国後すぐ、合理的理由なく配偶者と別居していたもの。

(2) 配偶者が正規に在留する外国人の場合

○ 在留特別許可された事例

	発覚理由	違反態様	在日期間	違反期間	婚姻期間	夫婦間の子	刑事処分等	許可内容	特記事項
1	出頭申告	不法残留	約15年2月	約14年11月	約1年4月	無	無	在留資格：永住者の配偶者等 在留期間：1年	配偶者は在留資格「永住者」
2	出頭申告	不法残留	約3年5月	約3年2月	約1年	無	無	在留資格：定住者 在留期間：1年	配偶者は在留資格「定住者」
3	出頭申告	不法入国	約3年3月	約3年3月	約1年2月	1人 (未成年)	入管法違反（不法在留）により、懲役1年6月・執行猶予4年の判決	在留資格：永住者の配偶者等 在留期間：1年	配偶者は在留資格「永住者」
4	当局摘発	不法残留	約6年6月	約6年3月	約3月	1人 (未成年)	無	在留資格：定住者 在留期間：1年	配偶者は在留資格「定住者」
5	警察逮捕	不法残留	約9年5月	約9年2月	約3週間	1人 (未成年)	無	在留資格：定住者 在留期間：1年	配偶者は在留資格「定住者」

○ 在留特別許可されなかった事例

	発覚理由	違反態様	在日期間	違反期間	婚姻期間	夫婦間の子	刑事処分等	特記事項
1	出頭申告	不法残留	約2年3月	約2年2月	約1年7月	無	無	被退去強制歴1回あり。配偶者は在留資格「定住者」
2	出頭申告	不法入国	約4年5月	約4年5月	約2年	1人 (未成年)	無	被退去強制歴3回あり。配偶者及び実子は在留資格「定住者」
3	警察逮捕	不法入国	約6年1月		約1年4月	無	入管法違反(不法入国)により、懲役2年6月、執行猶予3年の判決	被退去強制歴2回あり。配偶者は在留資格「永住者」
4	警察逮捕	刑罰法令違反 (薬物関係)	約18年10月		約4年8月	無	覚せい剤取締法違反(使用)により、懲役1年6月、執行猶予3年の判決	配偶者は在留資格「永住者」
5	警察逮捕	刑罰法令違反 (その他)	約15年10月		約13年1月	無	殺人未遂により、懲役5年の判決	本人は日系三世。配偶者は在留資格「永住者」

(3) 外国人家族の場合(注:違反態様及び在日期間は本人に係るもの。子の年齢は特別審理官による判定時のもの)

○ 在留特別許可された事例

	発覚理由	違反態様	在日期間	違反期間	家族構成等	許可内容	特記事項
1	出頭申告	不法残留	約16年1月	約15年10月	配偶者: 不法残留(在日期間: 約16年) 子: 本邦出生後、在留資格未取得・13歳 子: 本邦出生後、在留資格未取得・12歳	家族4人とも、 在留資格: 定住者 在留期間: 1年	家族全員で出頭申告したもの。
2	出頭申告	不法残留	約21年2月	約17年9月	配偶者: 不法残留(在日期間: 約15年8月) 子: 本邦出生後、在留資格未取得・8歳 子: 本邦出生後、在留資格未取得・5歳 子: 本邦出生後、在留資格未取得・3歳 子: 本邦出生後、在留資格未取得・0歳	家族6人とも、 在留資格: 定住者 在留期間: 1年	家族全員で出頭申告したもの。
3	出頭申告	不法入国	約16年4月	約16年4月	配偶者: 不法残留(在日期間: 約17年11月) 子: 本邦出生後、在留資格未取得・14歳 子: 本邦出生後、在留資格未取得・11歳	家族4人とも、 在留資格: 定住者 在留期間: 1年	家族全員で出頭申告したもの。本人は被退去強制歴1回あり。
4	当局摘発	不法残留	約18年8月	約18年5月	配偶者: 不法残留(在日期間: 約13年3月) 子: 本邦出生後、在留資格未取得・12歳 子: 本邦出生後、在留資格未取得・8歳 子: 本邦出生後、在留資格未取得・6歳 子: 本邦出生後、在留資格未取得・2歳 子: 本邦出生後、在留資格未取得・1歳	家族7人とも、 在留資格: 定住者 在留期間: 1年	家族全員で摘発を受けたもの。
5	当局摘発	不法残留	約21年10月	約21年9月	子: 本邦出生後、在留資格未取得・14歳	家族2人とも、 在留資格: 定住者 在留期間: 1年	子は、交際していた日本人との間に生まれた が、認知等を受けていないもの。
6	当局摘発	不法入国	約22年3月	約22年3月	配偶者: 不法残留(在日期間: 約12年2月) 子: 本邦出生後、在留資格未取得・10歳	家族3人とも、 在留資格: 定住者 在留期間: 1年	本人は被退去強制歴1回あり。

○ 在留特別許可されなかった事例

発覚理由	違反態様	在日期間	違反期間	家族構成等	特記事項	
1	出頭申告	不法入国	約15年3月	約15年3月	配偶者：不法入国（在日期間：約14年6月） 子：本邦出生後、在留資格未取得・9歳 子：本邦出生後、在留資格未取得・4歳	本人は日系三世であると身分を偽って在留許可を受けていたもの。配偶者は被退去強制歴1回あり。
2	出頭申告	不法入国	約13年1月	約13年1月	子：本邦出生後、在留資格未取得・9歳	子と血縁関係のない日本人に偽装認知をさせていたもの。
3	当局摘発	不法残留	約14年9月	約14年6月	配偶者：不法入国（在日期間：約5年11月） 子：不法残留（在日期間：約5年11月）・9歳 子：本邦出生後、在留資格未取得・2歳	配偶者は被退去強制歴1回あり、今次入国に際しても、身分を偽って日系人家族として来日したもの。
4	当局摘発	不法入国	約15年	約15年	配偶者：不法入国（在日期間：約9年7月） 子：本邦出生後、在留資格未取得・7歳	
5	警察逮捕	不法入国	約8年8月	約8年8月	子：不法残留（在日期間：約8年3月）・13歳 子：不法残留（在日期間：約8年3月）・11歳	本人は被退去強制歴（不法残留）1回あり。

(4) その他

○ 在留特別許可された事例

発覚理由	違反態様	在日期間	違反期間	刑事処分等	在留希望の理由	許可内容	特記事項	
1	出頭申告	不法残留	約5年5月	約4年11月	無	日本人配偶者との間に出生した子（外国籍）1人の監護・養育	本人は、 在留資格：定住者 在留期間：1年 子は、 在留資格：日本人の配偶者等 在留期間：1年	日本人との間に出生した子を監護・養育しているもの。
2	出頭申告	不法残留	約20年1月	約3年	無	日本人配偶者との間に出生した子（日本国籍）1人の監護・養育	在留資格：定住者 在留期間：1年	DV被害者として公的機関で実子と生活しているもの。日本人配偶者とは離婚。
3	出頭申告	不法入国	約7年2月	約7年2月	無	日本人配偶者との間に出生した子（日本国籍）1人の監護・養育	在留資格：定住者 在留期間：1年	日本人との間に出生した子を監護・養育しているもの。
4	当局摘発	不法残留	約16年10月	約1月	無	本邦に生活基盤がある。病気の治療の継続。	在留資格：定住者 在留期間：1年	過去に被退去強制歴3回あり。心肺機能障害（身体障害者1級認定）のため、治療継続が必要。
5	当局摘発	不法入国	約4年5月	約4年5月	無		在留資格：特定活動 在留期間：3月	人身取引被害者として公的機関に保護されたもの。
6	児童相談所による保護	出生後資格未取得	約13年7月	約13年5月	無	本邦での学業・生活の継続	在留資格：定住者 在留期間：1年	本邦で出生後、母が扶養を放棄し、7歳の時から児童擁護施設で生活。認知した父に扶養意思なし。母は入管法違反により懲役2年6月、執行猶予5年の判決を言渡され、退去強制。

○ 在留特別許可されなかった事例

	発覚理由	違反態様	在日期間	違反期間	刑事処分等	在留希望の理由	特記事項
1	当局摘発	不法入国	約15年3月	約15年3月	無	在留資格「永住者」の許可を受けている配偶者との本邦での生活継続	日系三世であると身分を偽って在留していたもの。
2	当局摘発	資格外活動	約3年10月	約1月	無	外国籍（在留資格「定住者」）の婚約者がいる。	在留資格「人文知識・国際業務」の許可を受けて在留中、工場において稼働していたもの。
3	当局摘発	不法入国幫助	約11年2月		無	在留資格「永住者」の許可を受けている配偶者との本邦での生活継続	在留資格「永住者の配偶者等」の許可を受けて在留中、本国の実子に他人名義旅券を行使して不法入国させるため、各種書類を準備するなどして、不法入国を幫助したもの。
4	警察逮捕	人身取引加害者等	約13年10月		人身売買罪により、懲役3年6月の判決	本邦に生活基盤がある。	在留資格「永住者」の許可を受けて在留中、売春をさせるために人を買いうけ、自ら経営する店舗で売春させていたもの。
5	警察逮捕	刑罰法令違反（その他）	約4年9月	約4年7月	公正証書原本不実記載・同行使により、懲役1年6月・執行猶予3年の判決	日本人の婚約者がいる。	日本人と偽装結婚した上、在留資格「日本人の配偶者等」の許可を受けて在留中に逮捕され、在留資格が取り消されたもの。
6	警察逮捕	刑罰法令違反（その他）	約19年3月		窃盗により、懲役5年の判決	日系三世である。本邦に生活基盤がある。	在留資格「永住者」の許可を受けて在留中、窃盗団の一員として逮捕されたもの。